

●香川県告示第560号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成21年12月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 (1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名  
小豆郡土庄町小江271番地2 木村 幸一  
小豆郡土庄町小江56番地1 須浪 誠司
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
2号四海区域  
主として小型機船底びき網を使用して営む漁業
- 2 (1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名  
観音寺市伊吹町123番地 三好 則次  
観音寺市伊吹町201番地 三好 恭弘  
観音寺市伊吹町171番地 川原 隆
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
2号伊吹区域  
主として小型機船底びき網を使用して営む漁業